

大阪府・大阪市生活保護交渉資料

2020年8月 大生連

厚生労働省の連絡文書

◆4. 7事務連絡「新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応」

- ①申請の迅速化＝「申請相談に当たっては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取する」。
- ②申請の対応＝「申請権が侵害されないことはもとより、侵害している〔略〕行為は慎むべき」。
- ③稼働能力＝「稼働能力の活用〔略〕緊急事態措置期間中は〔略〕判断を留保できる」。
- ④自動車＝「通勤用自動車の保有は〔略〕（求職活動や保育所等の送迎）使用を認めても差し支えない」。
- ⑤居住用などの資産＝カラオケ喫茶などの事業も再開を見越して処分はしなくてもよい。

◆4月21日事務連絡「特別給付金の生活保護制度上の取り扱いの方針について」

※「（10万円の給付金）収入認定の取扱いについては〔略〕収入として認定しない」

◆5. 26事務連絡「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」

※「緊急事態宣言解除後〔略〕就労の場の確保や収入が元に戻るまで」4.7事務連絡を実施。

◆エアコンに関して、平成30年6月27日通知厚労省「一時扶助における家具什器備品の見直し」

【保護開始時にエアコンのない世帯などに5万1000円が支給される（工事代別）】

- ①生活保護を開始された人でエアコンがない場合。
- ②転居先にエアコンがない場合等。
- ③「高齢者・障害者・小児及び難病、住環境等」を勘案の上実施。

6月15日参議院決算委員会での首相答弁

田村議員「『生活保護はあなたの権利だ』と政府が国民に向けて広報するときだ」

安倍首相「**文化的な生活をおくる権利があるので、ためらわずに（生活保護を）申請してほしい。**」

生活保護の位置（吉永^{あつし}純・花園大学教授の資料より）

- ◆人間の生を丸ごと受け止め、肯定する制度。
- ◆最後のセーフティーネット。
- ◆最低生活が下回っていれば誰でも権利として利用できる、きわめて現在主義的な制度。

生活保護の申請権

- ◆生活保護の3要件＝氏名・住所・申請理由（法24条）。
- ◆申請書の様式＝口頭でも、レポート用紙でも可。

生活保護の基本 4 つの原理

◆**国家責任の原理(第1条)**「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し〔略〕最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」

※最低生活とは（1960 年朝日訴訟地裁判決から）

「〔健康で文化的な最低生活とは）国民がかろうじて生物として生存を維持するといえることができるという程度のものであるはずがなく、必ずや国民に『人間に値する生存』あるいは『人間としての生活』というものを可能ならしめるものでなければならない」「〔健康で文化的な生活水準〕は（中略）具体的な内容は決して限定的なものではなく通常は進展向上しつつある」もの。

◆**無差別平等の原理(第2条)**「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」

①生活保護は現在主義、過去は問わない。

②収入の有無は関係ない。活用する資産がほとんどなく、収入が最低生活以下かどうかが基準。

◆**最低生活の原理(第3条)**「最低限度の生活は健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」

◆**補足性の原理(第4条)**「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを〔略〕活用することを要件として行われる」「民法の定める扶養義務者の扶養〔略〕扶助は、保護に優先」

①他法・他施策優先＝賃金・年金・児扶手などの収入や資産の収入を優先、その不足分を支給。

②稼働能力＝保護の開始要件、ただし①働く能力、②働く意思、③稼働能力を活用する場を考慮。

③扶養は保護に優先＝要件ではない。基本は親族同士の話し合の結果、仕送り金が保護に優先。

生活保護の 4 つの原則

◆**申請保護の原則(第7条)**

◆**基準及び程度の原則(第8条)**＝「最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」。

◆**必要即応の原則(第9条)**＝「年齢別、性別、健康状態等〔略〕考慮して、有効且つ適切に行う」

◆**世帯単位の原則(第10条)**

生活保護法第 27 条

◆**指導・指示(第 27 条)**「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる〔略〕指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限にとどめなければならない〔略〕指導又は指示を強制しうると解釈してはならない」

◆**不服申し立て／争う権利(第 64 条・69 条)**

①第 64 条＝「審査請求は、都道府県知事に対してするものとする」。

②第 69 条＝「処分の取消しの訴えは〔略〕審査請求に対する裁決を経た」あとで行う。